

○長沼町情報公開条例

平成15年3月25日

条例第11号

(目的)

第1条 この条例は、町民の知る権利を保障し、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、町が保有する公文書の一層の公開を図り、町の諸活動を町民に説明する責務が全うされるようにするとともに、町民の町政に対する理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した町民の町政への参加による公正で開かれた町政に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 町長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。
- (2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 刊行物、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
 - イ 図書館その他これに類する本町の施設において、一般の利用に供することを目的として管理しているもの
- (3) 公文書の公開 実施機関が、この条例の規定により、公文書を閲覧に供し、又は公文書の写しを交付することをいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、町民の公文書の公開を求める権利が十分に尊重されるようにこの条例を解釈し、運用するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされることがないように最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第4条 この条例の定めるところにより公文書の公開を受けた者は、これによって得た情報をこの条例の目的に即して適正に使用するとともに、第三者の権利を侵害することのないようにしなければならない。

(公開請求権)

第5条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の公開の請求（以下「公開請求」という。）をすることができる。

(公開請求の手続)

第6条 公文書の公開を請求しようとする者は、実施機関に対し、次の各号に掲げる事項を記載した請求書（以下「公開請求書」という。）を提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 公文書を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をした者（以下「公開請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(公文書の公開義務)

第7条 実施機関は、公開請求があつたときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）が記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

- (1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）の定めるところにより、公にすることができないと認められる情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定又は慣行により、何人でも閲覧することができる情報

イ 公表することを目的として作成し、又は取得した情報

ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

エ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の氏名、地位及び職務に関する情報

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上の地位若しくは事業運営上の地位その他正当な利益が明らかに損なわれると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 人の生命、身体又は健康を事業活動によって生ずる危害から保護するため、公開することが必要であると認められる情報

イ 人の財産又は生活を違法又は不当な事業活動によって生ずる支障から保護するため、公開することが必要であると認められる情報

ウ ア又はイに掲げる情報のほか、これらに準ずるものとして公開することが公益上必要であると認められる情報

(4) 公にすることにより、人の生命、身体若しくは財産の保護、又は犯罪の予防、犯罪の捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

(5) 町の機関内部又は町の機関と国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人が行う事務事業について、その意思形成過程における審議、検討、調査、研究等に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障が生ずると認められるもの

(6) 町の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う監査、検査、争訟、交渉、契約、試験、調査、研究、人事管理、現業の事業経営その他の事務事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業の公正又は円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるもの

(7) その他公開することにより、町政の公正かつ円滑な執行に支障が生ずるおそれがある情報

(部分公開)

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該公開請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、公開請求者に対し、当該公文書のうち不開示情報以外の部分について、公開しなければならない。

(公文書の公開の決定等)

第9条 実施機関は、第6条第1項に規定する請求があったときは、当該請求のあった日から起算して30日以内に、当該請求に係る公文書の公開をするかどうかの決定を行わなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めたときは、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、前項の決定を行ったときは、速やかに当該決定の内容を公開請求者に対し、書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により、公文書の公開をしない旨の決定（前条の規定による公文書の部分公開の決定を含む。）を行ったときは、その理由を前項の書面に記載して、通知しなければならない。この場合において、当該公文書に記録されている情報が期間の経過により公開できることが明らかであり、かつ、その時期が明示できるときは、その時期を付記しなければならない。

4 実施機関は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に同項の決定を行うことができないときは、その満了する日の翌日から起算して30日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、速やかに当該延長の理由及び決定を行える時期を書面により通知しなければならない。

5 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から60日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、第1項の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書うち相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等を行うことができる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの公文書について公開決定等をする期限

(公文書の不存在の通知)

第10条 実施機関は、公開請求に係る公文書が存在しないときは、公開請求があった日から起算して15日以内に、当該公文書が存在しないことを理由として非公開を決定し、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(公文書の存否に関する情報の取扱い)

第11条 実施機関は、公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、特定の個人の生命、身体又は名誉が侵害されると認められる場合に限り、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

2 実施機関は、前項の規定により公文書の存在の有無を明らかにしないときは、公開請求があった日から起算して15日以内に、その旨を決定しなければならない。

3 実施機関は、前項の決定を行ったときは、公開請求者に対し、速やかにその理由を付記した書面により通知しなければならない。

(第三者の保護)

第12条 実施機関は、第9条第1項に規定する決定を行う場合において、当該決定に係る公文書に町及び公開請求者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第7条第2号ウ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が、当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開をする日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに当該意見書を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及び理由並びに公開をする日を書面により通知しなければならない。

(公文書の公開の実施)

第13条 公文書の公開は、文書、図画、写真又はフィルムについては、閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。

2 前項の公文書の公開は、第9条第2項の規定による通知により実施機関が指定する日時及び場所において行う。この場合において、実施機関は、公文書の公開をするこ

とにより、当該公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認められるとき、第8条の規定による公文書の部分公開をするとき、その他相当の理由があるときは、当該公文書を複写したものにより、公文書の公開をすることができる。

(費用負担)

第14条 公文書の公開に係る手数料は、無料とする。ただし、公文書の写しの交付及び送付に要する費用は、公開請求者の負担とする。

(審査請求に関する手続)

第15条 実施機関は、公開決定等について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づく審査請求があったときは、当該審査請求が明らかに不適法である場合を除き、速やかに、長沼町情報公開審査会に諮問し、当該審査請求に対する当該裁決を行わなければならない。

2 前項の審査請求については、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しないものとする。

(諮問した旨の通知)

第16条 前条の規定により諮問した実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問した旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人
- (2) 公開請求者（公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(長沼町情報公開審査会)

第17条 第15条に規定する諮問に応じて審査するため、長沼町情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、前項に規定する審査を通じて必要があると認めるときは、情報公開に関する事項について、実施機関に意見を述べることができる。

3 審査会は、町長が任命する委員5人以内をもって組織する。

4 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(審査会の調査権限)

第18条 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、公開決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開を求めることができない。

2 実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒むことができない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、公開決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、その他必要な調査をすることができる。

5 審査会は、不服申立人等から申出があったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与え、又は意見書若しくは資料の提出を認めることができる。

(提出資料の閲覧)

第19条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は写しの交付を拒むことができない。

(他の法令等との調整)

第20条 この条例は、他の法令等により、閲覧若しくは縦覧又は公文書の謄本、抄本等の交付の手續が定められている場合については、適用しない。

(情報提供施策の充実)

第21条 町は、この条例に定める公文書の公開のほか、情報公表施策及び情報提供施策の拡充を図り、町政に関する正確でわかりやすい情報を町民が迅速かつ容易に入手できるように、情報公開の総合的な推進を図らなければならない。

(公文書の管理体制の整備等)

第22条 実施機関は、公文書の適切な保存及び迅速な検索に資するための公文書の管理体制の整備を図るとともに、公文書の検索に必要な資料を作成し、一般の利用に供するものとする。

(実施状況の公表)

第23条 町長は、年1回、各実施機関の公文書の公開等について実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

(出資法人等の情報公開)

第24条 町が出資その他財政支出等を行う法人等は、その保有する情報の公開及び提供が推進されるよう努めるものとする。

(指定管理者の情報公開)

第24条の2 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、その保有する自己が管理を行う同法第244条第1項に規定する公の施設に関する情報の公開及び提供が推進されるよう努めるものとする。

2 実施機関は、前項の公の施設に関する文書であって、実施機関が管理していないものについて、その閲覧又はその写しの交付の申出があったときは、当該指定管理者に対して当該文書を実施機関に提出するよう求めるものとする。

3 前項の規定により実施機関が指定管理者に提出を求める文書の範囲、文書の閲覧又はその写しの交付の手続、費用の負担その他必要な事項は、実施機関が定める。

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年7月1日から施行する。

(適用範囲)

- 2 この条例の規定は、平成15年4月1日以降に作成し、又は取得した公文書について適用する。

附 則 (平成16年9月30日条例第20号)

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月23日条例第13号) 抄

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年3月22日条例第9号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 第1条の規定による改正後の長沼町情報公開条例の規定及び第2条の規定による改正後の長沼町個人情報保護条例の規定は、この条例の施行の日以後の実施機関の決定又は不作為についての審査請求に適用し、実施機関の決定又は不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた実施機関の決定又はこの条例の施行前にされた請求に係る実施機関の不作為に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 第3条の規定による改正後の固定資産評価審査委員会条例の規定は、平成28年4月1日以後に地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第2項の規定による公示若しくは同法第419条第3項の規定による公示（同法第420条の更正に基づく納税通知書の交付がされた場合には当該納税通知書の交付）又は同法第417条第1項後段の規定による通知（以下この項において「公示等」という。）がされる場合について適用し、同日前に公示等がされた場合については、なお従前の例による。

附 則 (平成28年3月31日条例第16号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月24日条例第2号) 抄

(施行期日)

- 第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。